

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 13 日

各務原市内介護保険サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課

令和 3 年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」
に係る提出期限について

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（社会保障審議会介護給付費分科会）が昨年 12 月 23 日に取りまとめられたところですが、その中に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均賃金改善額の配分ルールの見直し等が盛り込まれています。

これを踏まえ、今後、関係審議会での諮問・答申を経て、関係する告示や通知の見直しが検討されることとなりますが、処遇改善加算等の届出については、「通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしている」ところを、「令和 3 年度に 4 月から取得する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする」予定ですので、遺漏のないようお願いいたします。

令和 3 年度当初の特例（予定）

令和 3 年度に 4 月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年 4 月 15 日（木）までに計画書を都道府県知事等へ届出する。

（参考）通常の取扱い

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ届出する。

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp